# 南アジア4カ国 マーケットレポート

【株価指数の推移】	※…現地通貨ベース	終値	2月3日比
インド	S&P·BSE500種指数	12,068.00	0.91%
スリランカ	スリランカ コロンホ・全株指数	6,159.87	0.65%
パキスタン	カラチ 全株指数	33,484.56	-0.57%
バングラデシュ	ダッカ総合株価指数	5,590.67	4.20%

(出所:ブルームバーグ)

【為替(対円)の推移】		終値	2月3日比
インド	インドルピー	1.6830	0.60%
スリランカ	スリランカルピー	0.7471	-0.17%
パキスタン	パキスタンルピー	1.0770	0.19%
バングラデシュ	バングラデシュタカ	1.4407	1.36%

(出所:ブルームバーグ)

#### 【インド:インド株式市場、次の注目は地方選か】

S&P·BSE500種指数は史上最高値圏での推移となりました。8日にインド準備銀行(中央銀行)が利下げ予想に反して金利を据え置いたものの、高額紙幣の廃止による景気減速懸念の後退が指数を押し上げました。今後の市場参加者の注目イベントは3月に行われる地方選挙のようです。与党が勝利した場合はモディ政権の磐石さが評価され、株価上昇につながると予想されています。

インドでは、IT業界中心にトランプ米大統領の移民規制政策を不安視する声が上がっています。政策には高スキルの外国人の就労ビザ取得条件を厳しくする案も含まれています。また、米国に拠点を構える同国のITアウトソーシング企業もエンジニアの確保が難しくなるとの懸念が拡がっています。

#### 【スリランカ:格付会社フィッチ、格付け見通しを「安定的」に引き上げ】

スリランカ中央銀行は7日、政策金利(7.0%)の据え置きを決定しました。経済は堅調に拡大し、インフレ率は安定しているものの、足もとではエネルギー価格の上昇や海外の政治動向などのリスク要因もあり、同国経済を取り巻く環境を注視していくとしています。

9日、格付会社フィッチ・レーティングスは同国の格付け見通しを「ネガティブ」から「安定的」に引き上げました。2016年2月以降「ネガティブ」とされてきた見通しが、IMF(国際通貨基金)支援プログラムの着実な進展や財政収支の改善などを背景に、今回、修正に至りました。これを好感し、スリランカコロンボ全株指数は一時上昇したものの、力強さには欠けるようです。

#### 【パキスタン:テロ、株価への影響は限定的】

カラチ全株指数は、16日に発生した自爆テロと見られるイスラム教施設の爆破事故の影響により、小幅な下落となりました。 テロのマイナスイメージが企業誘致や投資に悪影響を及ぼすため、治安回復に向けた取組みの強化が求められています。中 国パキスタン経済回廊(CPEC)を通じたインフラ整備が進み、日本企業も次の進出先として注目しているなかで、テロ対策は 急務となっています。

## 【バングラデシュ:外国人の投資資金が流入】

ダッカ総合株価指数は、2月3日比+4.20%と大幅に反発しました。バングラデシュ中央銀行によれば、2016年7月~12月の外国人の投資額は1.84億ドルと、前年同期の700万ドルから26倍強に達しており、海外からの資金流入が昨年後半の株価の底堅い動きにつながったようです。政治の安定や治安の改善、良好な経済指標などが評価され、世界的な新興市場への資金回帰の流れにも乗り、昨年11月中旬以降は力強い上昇基調となっています。

#### 当資料のお取り扱いにおける注意

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託の取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

投資信託は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

(1/3)

## ご参考資料

# 南アジア4カ国 マーケットレポート

#### 【株価指数の値動き】 [期間:2016年1月1日~2017年2月17日、現地通貨ベース]

(出所:ブルームバーグ)

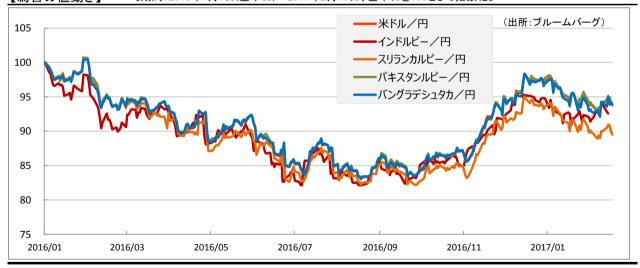




ーインドー
35,000
32,000
29,000
26,000
20,000
2016/01 2016/04 2016/07 2016/10 2017/01
ーパキスタンー



## 【為替の値動き】 〔期間:2016年1月1日(基準日)~2017年2月17日、基準日を100として指数化〕



#### 当資料のお取り扱いにおける注意

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託の取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

投資信託は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

(2/3)

# 南アジア4カ国 マーケットレポート

## 投資信託の主なリスク

投資信託は、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、為替の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。運用の結果としてファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。

投資信託は、個別の投資信託毎に投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資にあたっては目論見書や契約締結前交付書面等をよくご覧ください。

## お客様にご負担いただく主な費用

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- ■申込時に直接ご負担いただく費用・・・・・申込手数料 上限3.78%(税抜き3.50%)
- ■換金時に直接ご負担いただく費用・・・・・信託財産留保額 上限0.5%
- ■投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用・・・・・信託報酬 上限2.0412%(税抜き1.89%) ※一部のファンドについては、運用成果等に応じて実績報酬をご負担頂く場合があります。 ※ファンド・オブ・ファンズの場合は、ファンドの投資対象とする投資信託証券の信託報酬等が別途かかります。
- ■その他費用・・・・・上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。 当該費用は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記に記載しているリスクや費用項目は一般的な投資信託を想定しています。

費用の料率につきましては当社が運用する公募投資信託のうち最高の料率を記載しています。手数料の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資に当たっては、目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。



# **一 アストマックス投信投資顧問株式会社**

〒141-0022 東京都品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエア5階

商号等: アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第387号

商品投資顧問業者 農経(1)第21号

加入協会: 一般社団法人投資信託協会 / 一般社団法人日本投資顧問業協会

一般社団法人 第二種金融商品取引業協会 / 日本商品投資顧問業協会

# 当資料のお取り扱いにおける注意

当資料はアストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当資料は、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。当資料中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。投資信託の取得のお申込みに当たっては、販売会社から目論見書等をお渡しいたしますので、必ず内容をご確認のうえ、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。

投資信託は、預貯金や保険契約にはあたりませんので、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。